

令和元年9月14日
広域環境保全局

1. 経緯等

■ 計画策定の背景と目的

- ・カワウは府県の境界を越えて広域を移動。
- ・地域によって被害の状況が異なるため、一律の対策では対応困難。
⇒広域での管理により、関西地域全体のカワウ被害を総合的かつ効率的に減らすことを目的とする。

■ 関西地域における現状と課題

(1) 生息状況と捕獲状況

○ 生息状況

- ・平成30年春期に確認されたねぐら・コロニーは82箇所。琵琶湖や瀬戸内海沿岸、島、河川、ダム湖、溜池に分布。
- ・平成30年3月13,841羽（滋賀県の推定値を含む）
- ・圏内の生息数は、平成23年から平成28年にかけて減少傾向であったが、その後は平衡状態にある。
- ・ねぐらの箇所数は増加している。

○ 捕獲状況

- ・平成29年度実績：連合圏内合計 約7,800羽（うち滋賀県 5,990羽）

(2) 被害状況と被害対策状況

○ 被害状況

- ・平成27年度の被害対策シートによる調査では、全体として被害が改善していると回答した漁協の割合が増加していたが、近年の調査では顕著な変化は認められない。

○ 飛来状況

- ・沿岸部で飛来数が多い傾向があり、琵琶湖周辺と和歌山県沿岸部で特に多い。

○ 被害対策状況

- ・飛来地：ネット・テグス張り、追払い等による物理的防除
- ・ねぐら・コロニー：樹木へのビニルひも張り、擬卵による繁殖抑制、銃器による捕獲等

■ 事業の進展状況と評価

(1) 状況の把握

- ・生息状況の把握について、個体数と巣数の季節変化を継続的にモニタリングできる体制が整った。被害状況の把握については、漁業者へのアンケート調査の実施のほか、飛来数調査の実施を開始した。

(2) 対策の推進

- ・平成25年度、平成26年度に実施したカワウ対策検証事業を踏まえ、平成27年度からは「カワウ対策検証事業の広域展開」事業として、府県・市町村による地域ごとの対策の推進を行った。
- ・捕獲手法の開発検討事業を実施し、銃器以外の捕獲手法の整理と課題の抽出及び各地域のねぐら・コロニーにおける捕獲手法の実現可能性について検討を行い、新たな捕獲手法の開発の必要性について考察を行った。

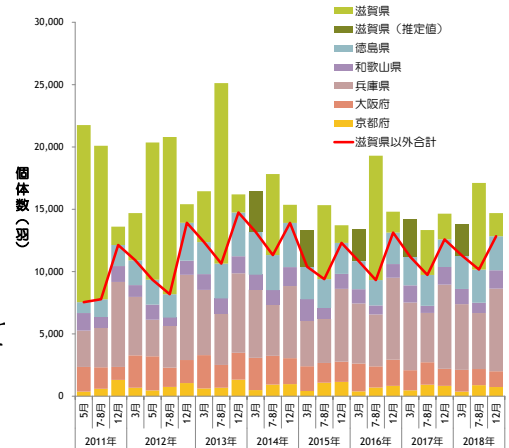


図1. 府県別カワウ個体数の変化(単位:羽)

2. 計画の基本情報

■管理の目標

- ・地域毎の被害量を顕著に減少させる
- ・各地域の被害を与えるカワウの個体数について、調査等により把握した飛来数を令和5年度までに半減させることを目指す
- ・人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる生態系を取り戻す（長期目標）

■計画期間 令和2年4月から令和5年3月まで（3年間）

■対象区域 関西広域連合圏内（ただし、鳥取県・奈良県を除く。）

■関西広域連合と各府県・市町村の役割分担

- 関西広域連合：生息・被害・対策状況の調査の実施、情報の収集・とりまとめ・周知、先進事業の試行的実施および広域展開のための自治体支援、広域管理計画の策定・運用・評価。
- 府県・市町村：連合による取組みへの協力、管理計画・地域実施計画等の作成、地域における対策の継続

■計画の位置づけ

広域的に移動するカワウの管理のため、関西地域としての方向性を示すものとし、今後3年間の取組み結果を踏まえて、計画の評価・見直しをおこなう。

3. 施策の内容

■基本的な方針

- ・広域的な調査及び情報の収集・とりまとめを実施し、得られた知見を元に各地域における対策の方向性を示すことにより、地域毎の取組みの推進を図る。また、各事業で得られた知見や成果をもとに対策を全体に展開させ府県・市町村による地域毎の対策の推進を図る。
- ・施策の実施にあたっては関係者間で情報を共有するとともに、合意形成を図る。
- ・モニタリング調査により対策の効果を検証し、計画の評価・見直しへ反映させる。

■実施する内容

①モニタリング調査

➤ カワウ生息動向調査

- ・ねぐら・コロニーにおける個体数・繁殖状況・移動状況の調査を実施する。

➤ 被害状況及び被害対策状況の把握

- ・水産業者へのアンケート等による被害状況調査および飛来数調査を継続するとともに、さらに正確な被害実態の把握方法について検討する。

②カワウ対策

➤ カワウ対策検証事業の広域展開

- ・対策検証事業等で得られた知見や成果を全体に展開させ、地域毎の対策の推進を図る。

➤ 計画策定等の支援

- ・府県や市町村における計画の策定にもつなげる研修会等を実施し、地域毎の被害量の顕著な減少にむけた体制整備の推進を図る。

4. 計画策定のスケジュール

年月	関西地域カワウ広域管理計画（第3次）	広域環境保全計画（第3期）
令和元年		
7月	有識者会議での議論、構成団体との調整により、中間案を作成	改定後の実施事務について、構成団体と大枠で合意
8月		有識者会議での議論、構成団体との調整により、中間案を作成
8月29日	（連合委員会）中間案の協議	（連合委員会）中間案の協議
9月14日	（連合議会産業環境常任委員会） 中間案の説明	（連合議会産業環境常任委員会） 中間案の説明
9月21日	_____	_____
10月5日	_____	_____
10月31日	（連合委員会）中間案の確定	（連合委員会）中間案の確定
11月初旬 ～ 12月初旬	パブリックコメント	パブリックコメント
12月22日	（連合委員会）最終案の協議	（連合委員会）最終案の協議
令和2年		
1月11日	（連合議会総務常任委員会） 最終案の説明	（連合議会総務常任委員会） 最終案の説明
1月23日	（連合委員会）最終案の確定	（連合委員会）最終案の確定
2月15日	_____	（連合議会全員協議会） 最終案の説明
3月1日	_____	（連合議会）最終案の提出